

総合評価落札方式入札等の改正について

平成31年2月19日
宮崎県管工事協同組合連合会

1 施工体制評価型総合評価落札方式の適用拡大について

① 平成30年試行

総合評価（簡易型・特別簡易型）で行う、土木一式特A、建築一式特Aの価格帯の入札で試行

② 適用拡大（平成31年（2019年）6月1日以降に公告する入札）

総合評価（簡易型・特別簡易型）で行う全ての入札で試行

2 総合評価落札方式入札の主な改正点（資料1）

（1）落札候補者の決定

① 従来は、最低制限価格制度（予定価格の概ね90%）を適用していたので、100～90%の価格を落札候補者としていた

② 今回の改正は、最低制限価格制度をやめて、低入札価格調査制度を適用することとしたので、100～85%を落札候補者とする。

ア) 入札価格が100～概ね90未満の価格

・技術点の配点が、新たに制度化された施工体制評価点10点が加算される。（基礎点90+施工体制加算点10+加算点）

イ) 入札価格が概ね90未満～85%の価格

・低入札価格調査制度を適用するので、別紙2の2ページ低入札価格調査提出書類一覧に掲げる調査書類が開札日の翌日から2日以内（休日を除く）に発注機関に持参する必要がある。

・技術点の配点が、施工体制評価点10点が加算されないため、基礎点90+加算点となり10点の差ができる

（2）低入札価格調査石確認書の提出（別紙1 4ページ）

「施工体制評価型総合評価落札方式」の入札に参加する場合は、必ず技術申請書に添付し、提出してください。

（3）低入札価格調査制度（資料2）

① 最低制限価格制度では、予定価格の概ね90%の価格を下回る入札者は失格となる。

② 低入札価格調査制度では、予定価格の概ね90%～85%の価格の入札者は、資料2の2ページの低入札価格調査提出書類一覧の調査書類が求められる。（開札日の翌日から2日以内に持参提出）

※ 資料1の「2 試行開始時期及び適用範囲」は下記のとおり訂正します。

・平成31年6月1日以降入札公告を行う総合評価で行う全ての入札で試行する。

主 な 改 正 点

適用制度の見直し（改正点）	現状の適用制度（改正前）
<p>1 低入札価格調査制度の適用</p> <p>2 配 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎点 90 点 ・施工体制評価点 10 点 ・加算点 10～30 点 <p>※ 施工体制評価点（10 点）は、調査基準価格以上（100～90％）の落札候補者に加算される。</p> <p>3 評価値の算出</p> <p>別紙 1 の 2 ページ（3）を参照 評価値は、施工体制評価点 10 点と加算点 10～30 点で決まる</p> <p>4 調査基準価格及び失格基準価格</p> <p>① 調査基準価格 予定価格の概ね 90％の価格</p> <p>② 失格基準価格 予定価格の 85％以下の価格</p> <p>5 落札候補者の決定</p> <p>① 落札候補者 予定価格と調査基準価格（予定価格の 85％の価格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100～概ね 90％の価格 <ul style="list-style-type: none"> * 施工体制評価点 10 点加算 ・ 概ね 90％未満～85％の価格 <ul style="list-style-type: none"> * 「低入札価格調査」の適用 * 施工体制評価点 10 点は加算されない（基礎点 90 点のみ） <p>② 失格者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を超える者 ・ 予定価格の 85％未満の者 	<p>1 最低制限価格制度</p> <p>2 配 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎点 100 点 ・加算点 10～30 点 <p>3 評価値の算出</p> <p>評価値は、加算点 10～30 点で決まる</p> <p>5 落札候補者の決定</p> <p>① 落札候補者 予定価格と予定価格の概ね 90％の価格</p> <p>② 失格者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を超える者 ・ 予定価格の概ね 90％未満の者

総合評価落札方式入札等の改正について

平成31年2月
自然環境課
農村計画課
技術企画課

1 施工体制評価型総合評価落札方式の適用拡大について

今年度から一部の工事で試行を開始した、低入札価格調査制度を適用する施工体制評価型総合評価落札方式について、試行の結果、入札の競争性や受発注者双方の事務負担への影響は確認されなかったため、平成31年(2019年)6月1日以降に公告する入札から、試行の拡大を図る。

(H30 試行) 総合評価(簡易型・特別簡易型)で行う、土木一式特A、建築一式特Aの価格帯の入札で試行

(適用拡大) 総合評価(簡易型・特別簡易型)で行う全ての入札で試行

2 総合評価落札方式における、国土交通省の工事成績点の活用について

企業の技術力の評価を行うための過去の工事成績点について、企業の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うことを目的に、平成31年(2019年)6月1日以降に公告する一部の工事で九州地方整備局発注工事の工事成績点を評価の対象に追加する。

○宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式試行要領 別添2 3(2)【取扱い】イ)

(現状) 工事成績は、宮崎県(企業局、教育庁、警察本部等を含む。)が発注した工事のうち同一業種で、過去5年間の期間に完成した工事に係る工事評定点により算出する。

(改正) 工事成績は、宮崎県(企業局、教育庁、警察本部等を含む。)が発注した工事のうち同一業種で、過去5年間の期間に完成した工事に係る工事評定点により算出することを原則とするが、特殊工法を要する工事や技術的難易度の高い工事の場合には、国土交通省九州地方整備局発注工事の工事成績点についても、評価の対象とすることができる。

3 緊急施行工事における工事成績評定の取扱いについて

緊急施行工事は、住民の財産や人命に影響し早期完成が必要な現場において適用されており、この工事の特殊性や、全国的に大規模災害が頻発している状況を考慮し、受注者の負担軽減を図るため、平成31年4月1日以降に契約する緊急施行工事の工事成績評定の取扱いを変更する。

○宮崎県工事成績評定要領 第2条

(現状) 評定の対象とする工事は、原則として、1件の当初設計金額が250万円以上の工事とする。

(改正) 評定の対象とする工事は緊急施行工事※を除いた工事とし、原則として、1件の当初設計金額が250万円以上の工事とする。

※緊急施行工事とは、大規模又は小規模緊急施行工事発注通知書によって、発注される工事。

施工体制評価型総合評価落札方式の試行について

1 試行の目的

これまで、総合評価落札方式において適用していた最低制限価格制度に変わり、低入札価格調査制度を適用するにあたり、新たなダンピング受注対策として、一部の工事で「施工体制評価型総合評価落札方式」を試行します。

(適用制度)

入札方式	条件付一般競争入札		指名競争入札
	総合評価落札方式	価格競争方式	
① 現状の適用制度	最低制限価格制度		
② 適用制度の見直し	低入札価格調査制度 ※平成30年度は一部の工事で試行。	最低制限価格制度	

2 試行開始時期及び適用範囲

平成30年6月1日以降入札公告を行う総合評価のうち、土木一式特A級、建築一式特A級工事の全てで試行を開始します。

3 施工体制評価型総合評価落札方式の概要

(1) 種類

- ① 標準型： 技術的工夫の余地が大きい工事で適用
- ② 簡易型： 技術的工夫の余地が比較的小さい工事で適用
- ③ 特別簡易型： 技術的工夫の余地が小さい工事で適用
- ④ 地域企業育成型： 地域企業としての建設産業の育成を目的とした工事で適用

(2) 配点

- ① 基礎点： 90点
- ② 施工体制評価点*： 10点
- ③ 加算点： 10～30点

※「施工体制評価点」は、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性の観点から評価を行うものです。調査基準価格以上の応札者については、適切な施工体制や工事の品質が確保される確実性が高いことから、「施工体制評価点 (10点)」の加算を行います。

従来型	基礎点 (100点)	加算点 (10～30点)
施工体制 評価型	基礎点 (90点)	加算点 (10～30点)

施工体制
評価点
(10点)

(3) 評価値の算出

$$\begin{aligned}
 \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札額}} \\
 &= \frac{\text{基礎点 (90点)} + \text{施工体制評価点 (10点)} * + \text{加算点}}{\text{入札額}}
 \end{aligned}$$

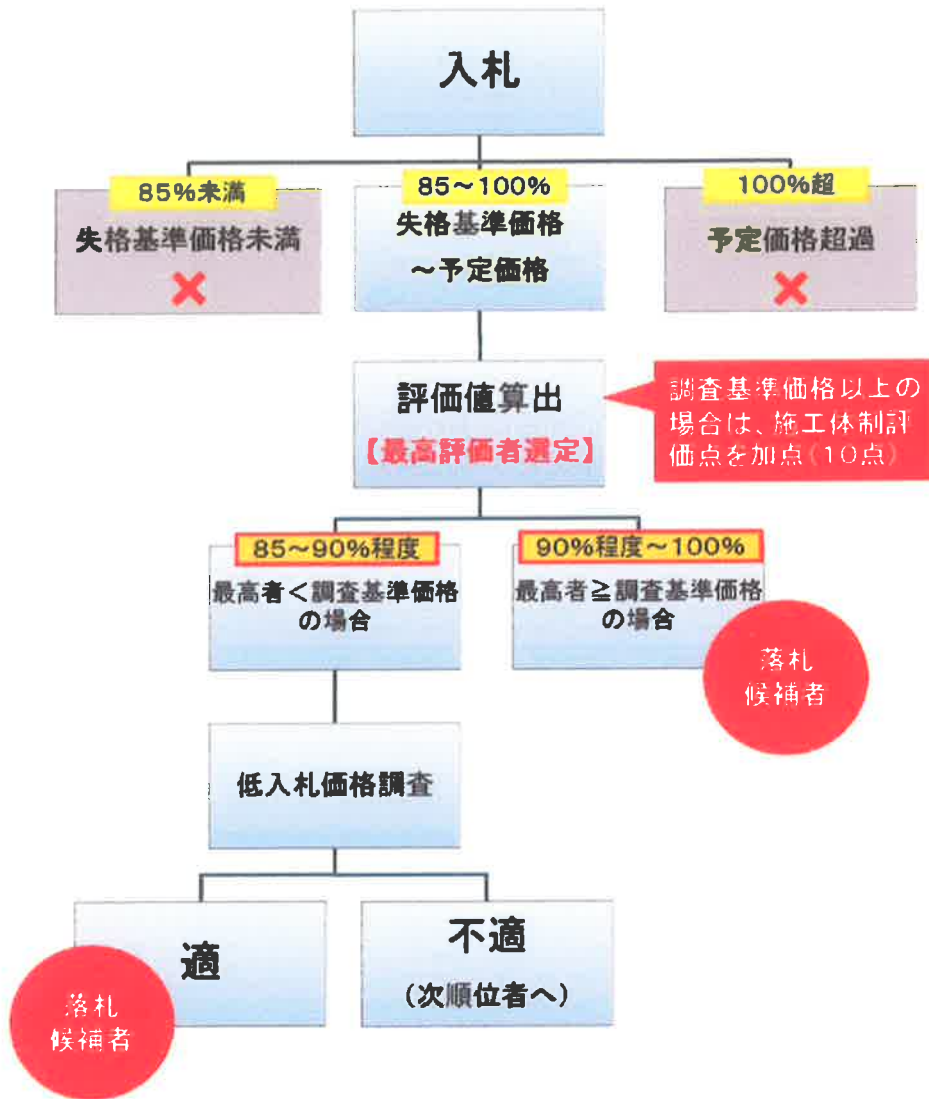
※「施工体制評価点」は調査基準価格以上の応札者に10点加算されます。

(4) 調査基準価格及び失格基準価格

調査基準価格及び失格基準価格については、「宮崎県低入札価格調査制度取扱要領 (平成8年4月1日県土整備部管理課定め。以下「低入札要領」という。)」の算定式を適用します。

100%	(予定価格)	
概ね90%	① 調査基準価格	①調査基準価格 低入調査要領第2条の算定式で算出 概ね90% (最低制限価格と同様の算定式)
(低入調査対象) 85%	② 失格基準価格	
失格		②失格基準価格 低入調査要領第3条の算定式で算出 予定価格×85%

(5) 落札候補者の決定フロー



4 低入札価格調査等

- ・調査基準価格未満の応札者の評価値が最も高い場合は、低入札価格調査を実施し、落札候補者を決定します。なお、入札参加者は低入札価格調査の対象となった場合の取り扱いについて、低入札調査意思確認書（別記様式1-9号）を技術申請書に添付の上、提出するものとします。
- ・調査基準価格未満の応札者と契約をする場合は、適正な履行を確保するために、低入札要領第13条の措置を講じるものとします。

5 その他

- ・加算点の算出方法や評価基準等については、これまで実施していた総合評価落札方式と同様になります。
- ・確認書等の様式についても、これまでと同様の様式になりますが、施工体制評価型総合評価落札方式の場合は、低入札調査意思確認書（別記様式1-9号）が追加されます。

「施工体制評価型総合評価落札方式」の入札に参加する場合は、必ず技術申請書に添付し、提出してください。

別記様式1-9号（第8の3関係）

低入札価格調査意思確認書

企業名： _____

宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式試行要領第8に規定する低入札価格調査について

平成〇〇年〇〇〇第〇-〇号〇〇〇〇〇線（川）〇〇〇〇〇〇工事の入札において、低入札価格調査対象になった場合については、下記のとおりとする。

- ① 低入札価格調査を辞退する。
- ② 低入札価格調査を受ける。

（該当する取扱いについて、いずれかの口に✓（又は■）を記入すること。）

「②低入札価格調査を受ける。」にチェックする場合には、必ず「宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（宮崎県公共事業情報サービス：http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatu/kitei.html）」を確認して下さい。

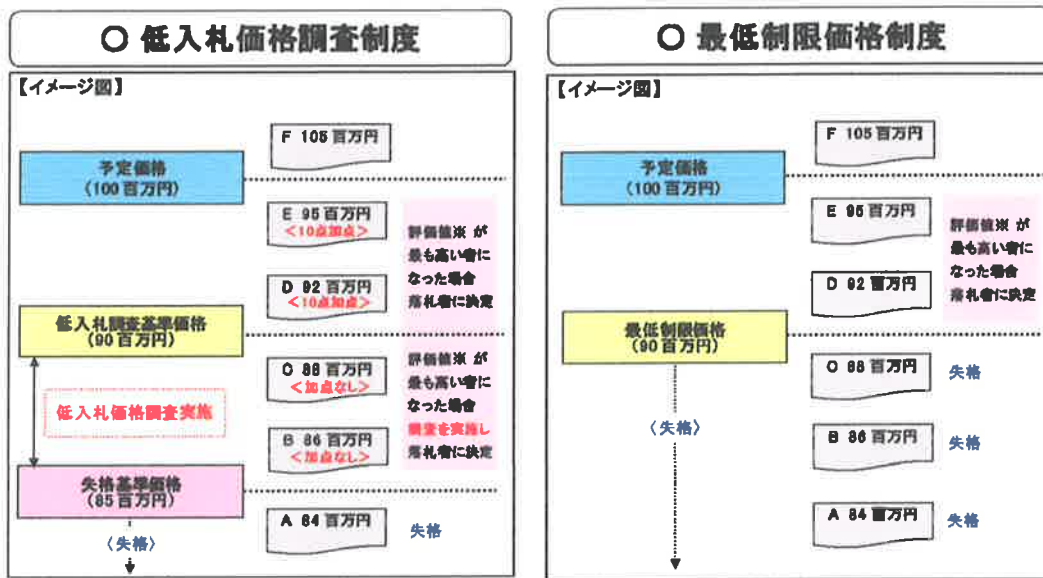
※ 「② 低入札調査を受ける。」に該当する入札参加者が、低入札価格調査対象になった場合は、「宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部管理課定め）」により調査を実施しますので、要領を確認してください。

低入札価格調査制度の概要

1 低入札価格調査制度とは

契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札調査基準価格）を下回る価格での応札に対して履行可能性の調査を行い、履行可能と認められれば契約を可能とする制度

2 最低制限価格制度との比較



3 対象となる入札

- ・ 施工体制評価型総合評価落札方式（平成30年度は土木一式、建築一式の特A級案件）
- ・ 設計・施工一括発注方式、WTO 工事 ※適用が一部異なる。

4 調査基準価格の設定（要領第2条）

算定式：国の算定式×補正係数（100分の103）

※ランダム加算あり ※最低制限価格の算定式と同じ

5 失格基準価格の設定（要領第3条）

この価格を下回る価格での応札者については、調査をすることなく「失格」

算定式：予定価格×100分の85

6 低入札価格調査書類の提出（要領第5条、6条）

- ・開札の結果、調査対象者がいる場合は、落札決定を保留し調査書類の提出を求める。
- ・全ての低価格入札者は、開札日翌日から起算して2日以内（休日除く）に、発注機関に調査書類を持参する。
- ・低価格入札者は、低入札価格調査辞退届により調査の辞退を申し出ることができる。
提出期限までに提出がない場合も辞退したとみなす。

低入札価格調査提出書類一覧

区分	様式	確認事項
1 積算関係	様式①-1	当該価格で入札した理由
	様式①-2	積算内訳書①
	様式①-3	内訳書に対する明細書②
	様式①-4	共通仮設費の内訳明細書
	様式①-5	現場管理費の内訳明細書
	様式①-6	一般管理費の内訳明細書
	様式①-7	経費節減額調書
2 下請予定業者関係	様式②-1	下請予定業者等一覧表
	任意様式	下請予定業者等との仮契約書（写）
	様式②-2	下請予定業者等との契約に関する誓約書
	様式②-3	施工体制台帳
様式②-4	施工体系図	
3 配置予定技術者関係	様式③	配置予定技術者名簿
4 契約対象工事関係	様式④-1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
	様式④-2	手持ち工事の状況（対象工事関連）
	様式④-3	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
5 資材関係	様式⑤-1	手持ち資材の状況
	様式⑤-2	資材購入予定先一覧
6 機械関係	様式⑥-1	手持ち機械の状況
	様式⑥-2	下請予定業者の手持ち機械の状況
	様式⑥-3	機械リース元一覧
7 労務者関係	様式⑦-1	労務者の確保計画
	様式⑦-2	工種別労務者配置計画
8 建設副産物関係	様式⑧-1	建設副産物の搬出地
	様式⑧-2	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
9 品質確保体制	様式⑨-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
	様式⑨-2	品質確保体制（品質管理計画書）
	様式⑨-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
10 安全衛生管理体制	様式⑩-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
	様式⑩-2	安全衛生管理体制（点検計画）
	様式⑩-3	安全衛生管理体制（仮設置計画）
	様式⑩-4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
11 施工実績	様式⑪	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者等
12 信用状況	様式⑫	信用状況

7 低入札価格調査の実施（要領第7条、9条）

- ・調査対象者が最高評価値者又は最低価格入札者である場合、審査マニュアルに基づき低入札価格調査を実施し、必要と認める場合は、調査対象者への事情聴取等を行う。
- ・開札の結果、複数の調査対象者がいるときは、評価値が高い者から調査を行うが、並行して調査を実施することができる。
- ・低入札価格調査の結果を踏まえ落札者等を決定しようとするときは、事業主管課を経由して契約審査委員に提出し、その意見を求める。

8 低入札価格調査における失格判断基準（要領第8条）

次のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとして「失格」とする。

低入札価格調査における失格判断基準

項目	主な内容
1 工事成績点の平均点の規定を満足しない場合	対象工事と同一業種における「企業の過去5年間の県工事成績の平均点」が、対象工事と同一業種における「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点」を下回る場合又は対象工事と同一業種における企業の過去5年間の県工事成績点がない場合（特定建設工事共同企業体においては、当該企業を構成員として含む場合） ①過去5年間とは、前年度から起算して5か年度前までの期間をいう（当該年度は含まない。）。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前々年度から起算して5か年度前までの期間をいう（前年度は含まない。）。 ②同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「建設工事の種類」をいう。 ③県の工事成績は、宮崎県（企業局、教育庁、警察本部等を含む。）が発注した工事のうち同一業種で、 <u>中に示す期間に完成した工事に係る工事評定点により算出する。</u>
2 調査書類の全部又は一部の提出がない場合	①調査書類が提出期限までに発注機関に提出されない場合 ②調査書類が不足している場合
3 調査に協力しない場合	①追加書類の提出要求に応じない場合 ②事情聴取に応じない場合
4 設計仕様等に適合しない場合	①設計図書等の工法、設計数量及び施工条件を満足していない場合 ②材料・製品の設計仕様 _に 適合した品質・規格を満足していない場合
5 積算内容が適正でない場合	①算出根拠が明確でない場合 ②金額が一括計上されており内訳が不明な場合 ③下請見積額を下回る積算額が計上されている場合 ④下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 ⑤資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ⑥手持資材の確認ができない場合 ⑦自社機械の所属等が確認できない場合 ⑧監理技術者等の人件費、保険料等の必要な経費が計上されていない場合 ⑨下請予定業者、資材購入予定業者、機材借り上げ予定業者等からの聴き取りにより、不当であることが確認された場合 ⑩積算内訳書の違算がある場合 ⑪使用予定機械の日当たり施工量が積算している場合 ⑫現場条件等を考慮していない使用予定機械で積算している場合
6 建設副産物の処理が適正でない場合	①建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 ②建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
7 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	①監理技術者等が重複専任になる場合など工事施工に関して、建設業法違反の恐れがある場合 ②宮崎県が定める各種要領及び仕様書に従っていない場合 ③その他、法令違反や契約上の基本事項違反等がある場合
8 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合	①設計図書で計上された交通誘導員に係る費用が計上されていない場合 ②設計図書で示された交通誘導員の配置計画と異なる場合に、その積算根拠が明確でない場合
9 1～7のほか適正な工事の履行がされない恐れがあると認められる場合	①低入札価格調査審査マニュアルに定める審査事項を満足していない場合 ②その他、適正な工事の履行がなされない恐れがあると認められる場合

9 低入札価格調査により失格とした者に対する理由の説明（要領第10条）

- ・低入札価格調査による失格者は、落札者等不適格通知書を受理した日の翌日から起算して2日以内に、発注機関の長に対して理由の説明を書面により求めることができる。
- ・発注機関の長は、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、落札者等不適格理由説明書により回答する。

10 調査対象者と契約する場合の措置（要領第13条）

調査対象者と契約する場合、その適正な履行を確保するため、次の措置を講じる。

- ・対象工事に配置される主任技術者または監理技術者とは別に、技術者を1名現場に専任で追加配置することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。（建設工事共同企業体は代表構成員が追加配置）
- ・工事現場における施工体制の点検要領による重点調査の対象とする。
- ・土木工事施工管理の統一事項による重点監督の対象とする。

11 工事完成後の実績確認調査の実施（要領第14条）

調査対象者と契約した場合、工事完成後速やかに低入札実績確認調査書類の提出を受け、低入札価格実績確認調査を実施する。

低入札価格調査実績確認書類一覧

区分	様式	確認事項
低入札価格調査時の積算と工事完成後の実績対比	様式㉔-1	工事完成実績書①
	様式㉔-2	実績書に対する明細書②
下請業者への適切な支払い等の状況確認	様式㉕	下請代金支払状況等調査表